

手数料一覧 (消費税込み)

平成28年8月5日 現在

【為替手数料】

項目	利用形態	他行宛	本店宛		
振込手数料	窓口利用	電信扱	3万円以上 ※1(540) 756円	3万円以上 ※1(216) 432円	
		文書扱	3万円未満	540円	3万円未満 216円
			3万円以上 ※1(432) 648円		
		3万円未満	432円	-	
	ATM利用		3万円以上 ※2(432) 648円	(マイプルネット加盟の信用組合宛含む) 無料	
	送金		3万円未満 432円	648円	
同一店舗内振込		-	3万円以上 ※1(108) 324円 3万円未満 108円		
代金取立手数料	普通扱い	648円	216円		
	至急扱い	864円			
	同一交換所地域内	216円	同一店舗内取立 0円		
その他諸手数料	送金・振込組戻料		1,080円		
	取立手形(小切手)組戻料		1,080円		
	取立手形(小切手)店頭呈示料		1,080円		
	不渡手形(小切手)返却料		1,080円		
	でんさい月間利用者手数料		0円		
	でんさい記録請求手数料(発生、譲渡、変更記録等)		648円		
でんさい承諾・否認登録手数料		0円			

※マイプルネット加盟組合(4信用組合):信用組合広島商銀・広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合

【当座関連手数料】

約束手形帳	1冊50枚綴り	1,080円
小切手帳	1冊50枚綴り	864円
マル専口座開設料	1口座	3,240円
マル専手形用紙代	1枚	540円
自己宛小切手発行手数料	1枚	540円

【ATM手数料】

①お引出しの場合

ご利用時間	当組合内	マイプルネット加盟組合	提携金融機関
通常	無料	無料	108円
規定時間外及び休日利用	-	108円(土曜日9:00~14:00迄無料)	216円

②お預入れの場合

ご利用時間	当組合内	マイプルネット加盟組合	提携金融機関
通常	無料	無料	108円
規定時間外及び休日利用	-	無料	216円

【両替手数料】

申込または受取枚数のうち、いずれか多い方とする	円貨両替手数料
1枚~100枚	無料
101枚~300枚	108円
301枚~500枚	216円
501枚~1,000枚	324円
1,001枚~	1,000枚単位を324円とし、端数は上記金額を加算する

【各種手数料】

証明書発行手数料	残高証明書発行手数料	1通につき	※2(432) 540円
	支払利息証明書発行手数料	1通につき	※2(432) 540円
	取引履歴発行手数料	1年未満(1ヶ月あたり)	※2(108) 216円
		1年以上	1,080円+10.8円×枚数
債務保証書発行手数料	1枚あたり	1,080円	
	1億円以上	10,800円	
再発行手数料	融資証明書発行手数料	1億円未満	5,400円
	通帳再発行手数料	1冊につき	1,080円
	証書再発行手数料	1枚につき	1,080円
	CDカード再発行手数料	1枚につき	1,080円
	ローンカード再発行手数料	1枚につき	1,080円
簡易自動振替	出資証券再発行手数料	1枚につき	1,080円
	取扱いは取引店に限る	3万円以上 ※2(108) 324円 3万円未満	108円
個人情報開示手数料	基本的項目	1通につき	1,080円
	その他項目	1通につき	1,620円
夜間金庫使用料		月額	3,240円

【融資関連手数料】

不動産担保事務手数料	新規担保設定1件につき	設定額1億円以上	64,800円
		設定額1千万円以上1億円未満	43,200円
		設定額1千万円未満	21,600円
		非事業性	21,600円
	追加担保設定1件につき(住宅ローン除く)		21,600円
	極度額変更1回につき		10,800円
担保物件の一部解除1回につき		10,800円	
担保物件の順位変動1回につき		10,800円	
融資条件変更手数料	約定日・融資期間・弁済方法等	事業資金	5,400円
		非事業資金	3,240円
期限前償還手数料	事業資金	お借入後3年以内	繰上返済金額 × 1.00% + 消費税
		お借入後3年超5年以内	繰上返済金額 × 0.80% + 消費税
		お借入後5年超10年以内	繰上返済金額 × 0.50% + 消費税
	非事業資金	全部繰上返済(7年以内)	3,240円
一部繰上返済(1回につき)		3,240円	
収益物件関連融資手数料	50百万円以内	ご融資金額 × 0.80% + 消費税	※手数料が5万円を下回る場合、5万円(税別)を下限とする。
	50百万円超	ご融資金額 × 0.50% + 消費税	※手数料が300万円を超える場合、300万円(税別)を上限とする。

※1は個人組合員の方に適用し、※2は組合員の方に適用します。